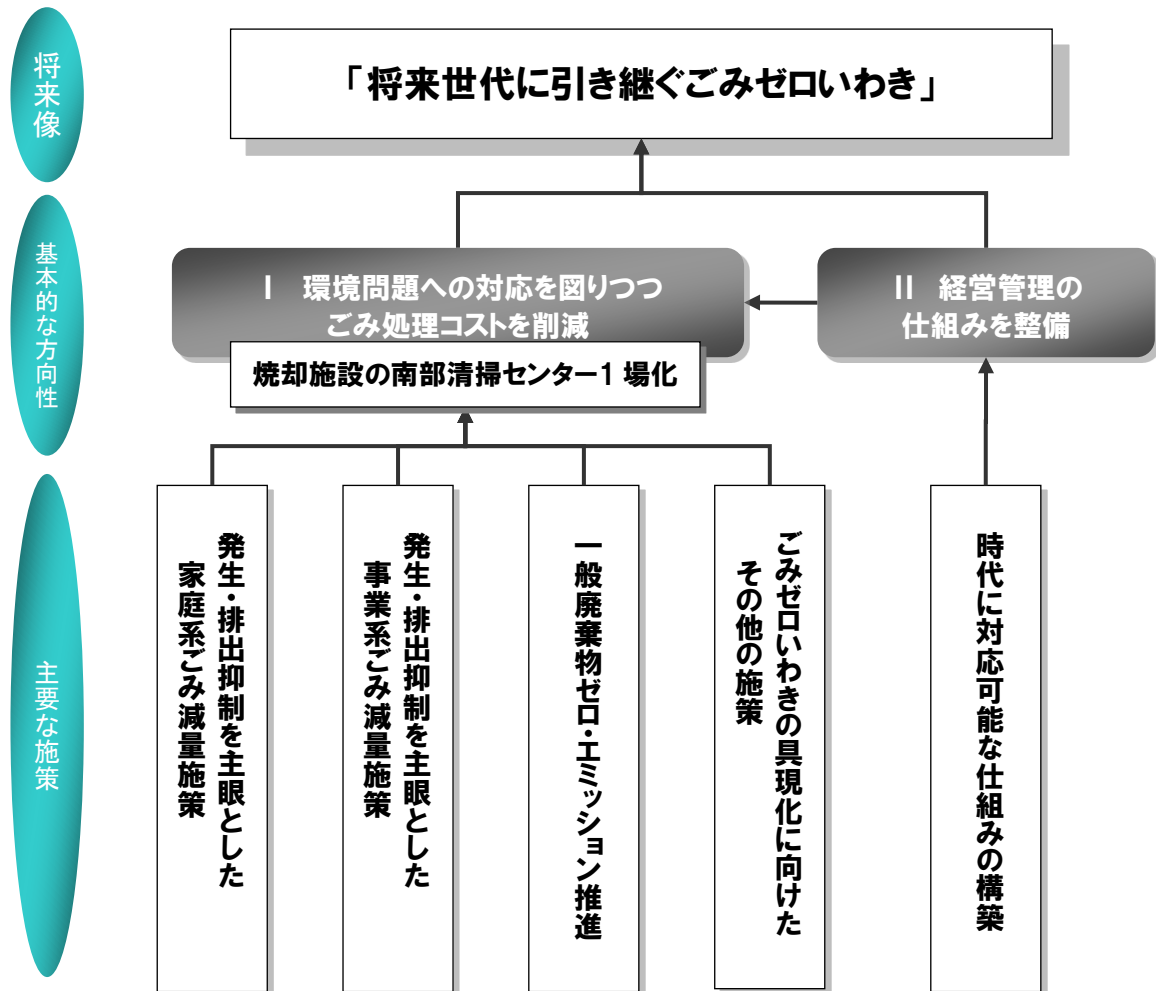


一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における施策等の実績点検

1. 計画における「目指すべき将来像」と「施策体系」



【平成 26 年度第 1 回審議会（H26.12.17）で確認された、計画改定の基本的な方向性】

現行計画で掲げている、目指すべき将来像、2つの基本的な方向性、5つの主要な施策に沿って、

- ① 東日本大震災の大きな環境の変化（避難者受け入れ等）
- ② これまでの取り組みの成果
- ③ 計画策定後の市民ニーズ等の変化
- ④ 国や県の新たな取り組み

などを踏まえ、「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」の実現に向けた各プロジェクト（具体的な施策）の再構築を行うとともに、ごみの発生状況等を踏まえ、5つの数値目標の見直しを行う。

2. 現行計画における施策の実績点検

(1) 発生・排出抑制を主眼とした家庭系ごみ減量施策

① 生ごみ発生・排出の抑制（重点プロジェクト）

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○生ごみ減量の必要性、減量化の方法など、認知度向上に向けた啓発事業を新たに展開 ○多様な実践事例を調査し、パッケージとして情報発信 			
実績	○家庭用生ごみ処理機等の購入補助			
	年度	H23	H24	H25
	補助件数	66件	87件	54件
	○生ごみ減量ハンドブックの作成及び配布			

② 新たな市民協働の仕組みづくり（重点プロジェクト）

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○市民総ぐるみ運動の活動実績を活かし、美化だけで活動を完結することなく、ごみ減量リサイクルや地球温暖化対策など、環境問題全般に関する市民協働の仕組みづくりに展開 			
実績	○市民総ぐるみ運動の実施（2回/年）			
	○クリーンピー応援隊による清掃活動実施			
	年度	H23	H24	H25
	登録団体	133団体	131団体	129団体
	参加者	5,906人	5,527人	5,115人
	○循環型まちづくり市民協働推進モデル事業（H24：8団体へ支援）			

③ 分別の徹底による減量化の推進

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○再資源化できるごみが、「燃やすごみ」や「燃やさないごみ」に混入しないよう、分別の徹底 ○分別ルールのわかりやすい周知（特に、「製品プラスチック」や「その他の紙」など、新設や変更した区分について） 			
実績	○ごみカレンダーへの分別方法掲載			
	○未分別ごみ未回収の徹底（未回収理由記載シール添付）			
	○新規集積所管理者への集積所管理事項チラシ配布			
	○集積所の排出状況を調査し集積所周辺住民に適正排出周知チラシを配布 （H25：集積所2,479箇所を調査、チラシ35,762枚配布）			
	○双葉郡住民避難所でのごみ分別説明会の実施（H23、H24）			
	○「家庭ごみの分け方出し方ハンドブック」をリニューアルし、平成27年3月～4月にかけて全戸配布予定			

④ 発生・排出抑制につながるライフスタイルの提案

計画	○マイバックの使用拡大や再生品の利用、さらには食育の推進など、環境にやさしい、ものを大切にするライフスタイルの普及促進			
実績	○マイバック利用を促進			
	○市役所出前講座の実施			
	年度	H23	H24	H25
	実施回数	13回	5回	7回
	参加者	396人	548人	341人

⑤ 環境意識の高揚

計画	○子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、イベント、施設見学会の実施や、各種啓発冊子の作成など、あらゆる機会を捉えて、地域や学校と連携した継続的な環境学習を推進し、環境意識の高揚を図る（特に次代を担う子供たちに）			
	○「クリンピーの家」において、体験的な環境学習の拡充や交流機能の強化を図り、ごみ減量リサイクルの情報発信を進める			
実績	○リサイクル教室、施設見学、修理再生品の提供を実施			
	○市役所出前講座の実施			
	○小学4年生を対象とした副読本「ごみのおなはし」を作成、配布			
	○リサイクルフェアの実施			
	年度	H24	H25	H26
	参加者	1,095人	765人	1,209人

(2) 発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策

① 適正排出の徹底による減量化の推進（重点プロジェクト）

計画	○産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正分別について事業者働きかけ、そのうえで、事業系一般廃棄物については、家庭系ごみの分別区分に即した分別徹底を求める
	○産業廃棄物と一般廃棄物の区分に関する運用についても、ごみ減量リサイクルを推進する観点から、他自治体の状況等も踏まえ見直しを検討
実績	○「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物に区分変更（H25 本格実施）
	○雑がみ、剪定枝等木くずについて、市内リサイクル民間事業者への直接持ち込みを誘導

② 多量排出事業者に対する指導等の充実

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○多量の一般廃棄物を排出する事業用大規模建築物の所有者や管理者に対して、「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を通し、ごみ減量化への計画的な取り組みを促進 ○事業所への立入調査による指導を強化するとともに、先進的な取り組みの情報収集とその普及に取り組む
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業者への減量計画書提出を求めるとともに、一部の事業者に対しては実地調査を行い、廃棄物処理法上の排出者責任を説明、指導

③ 業種・業態に応じた3R推進への支援

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○各種事業者からの相談内容の充実を図るなど、業種・業態に応じた3Rの推進を支援 ○特に、食品リサイクル法の対象となる食品関連事業者に対しては、事業系生ごみ対策として、同法における責務を周知するとともに、民間資源化業者を案内するなど、再生利用等実施率の向上を働きかけ ○店頭回収など、事業者による自主的なリユース・リサイクルの取り組みを支援
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の食品残渣排出事業者に対して、食品残渣を活用したバイオマス発電技術、製品を紹介 ○市民に対し、リサイクルルートを構築している民間事業所の紹介

④ 発生・排出抑制につながるビジネススタイルの提案

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者には社会的責任を意識したビジネススタイルのあり方を働きかけ、拡大生産者責任の考え方の浸透に努める
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○多量排出事業者への減量計画書提出を求めるとともに、一部の事業者に対しては実地調査を行い、廃棄物処理法上の排出者責任を説明、指導

⑤ 率先した市の取り組み

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○排出事業者として市自らが模範となるよう、「市環境基本計画（第二次）」に位置づけた「市の率先した環境配慮」などを踏まえながら、ごみの発生・排出抑制、適正排出の徹底、再資源化などへの取り組みを推進 ○ごみ処理事業に関する窓口対応など、市民サービスの向上にも努める
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次いわき市循環型オフィスづくり行動計画に基づき、ごみ排出量の削減のほか、コピー用紙の削減、エネルギー使用量の削減に取り組む

(3) 一般廃棄物ゼロ・エミッション推進

① 飛灰等のリサイクル継続

計画	○飛灰やびん選別残渣については、全量リサイクルを継続 ○3Rの優先順位に従ってごみの減量を推進し、処理施設におけるリサイクル対象物の発生量抑制にも努める
実績	○飛灰については、原子力発電所事故の影響によりリサイクルが中断したものの、平成26年度中に一部リサイクルを再開（平成27年度はリサイクル量の拡大に取り組む） ○びん選別残渣は市外民間事業者で全量リサイクル処理

② 主灰のリサイクル拡大（重点プロジェクト）

計画	○焼却ごみの減量等による主灰の発生抑制と、発生した主灰のリサイクル拡大に取り組む
実績	○原子力発電所事故の影響によりリサイクルが中断したものの、民間処理業者の新規開拓を行い、再資源化量を順次拡大中

③ その他残渣等のリサイクル検討

計画	○主灰以外にも、「燃やさないごみ」や「処理施設で生じる不燃残渣」を埋立処分しており、引き続き、発生・排出抑制を図るとともに、再資源化に向けた調査・検討を進める
実績	○使用済乾電池の全量リサイクル ○ごみの分別区分を見直したうえで、硬質プラスチックの再生利用に本格着手（H23） ○市内民間事業者と連携して、これまで大型ごみとして収集・焼却処理されていた家庭系木質ごみ（机、タンスなど）の再資源化について、実証試験を実施

(4) ごみゼロいわきの具現化に向けたその他の施策

① 再利用可能物の清掃センター搬入規制

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○民間処理業者において、再資源化可能なごみについては、清掃センターなど市処理施設への搬入を規制することにより、リサイクルを促進 ○現在、規制対象としている事業系・家庭系古紙類や事業者搬入の木くず類などに引き続き、民間処理業者との連携を図り、品目の追加を検討
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○南部清掃センター、クリンピーの森・丘において搬入物検査を実施 ○「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物に区分変更（H25 本格実施）

② 環境産業との協働

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○本市は、環境産業に関する事業者や技術が集積するなど、他の地域にない様々な優位性を有しており、これらの事業者との協働によるごみ減量リサイクルを積極的に進める ○多種多様な技術を有する市外の環境産業事業者、他自治体とも積極的に連携 ○国が進める様々な規制・制度改革の動きに迅速に対応し、環境産業に取り組もうとする事業者や市民団体等を積極的に支援
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○容器包装プラスチック、乾電池、びん選別残渣、焼却灰の一部について、市外民間事業者でリサイクル処理 ○市内民間事業者と協働し、ごみの分別区分を見直したうえで、硬質プラスチックの再生利用に本格着手（H23） ○市内民間事業者と連携して、これまで大型ごみとして収集・焼却処理されていた家庭系木質ごみ（机、タンスなど）の再資源化について、実証試験を実施 ○使用済小型電子機器等の引き渡しについて認定事業者と協議

③ ごみ処理手数料のあり方検討

計画	<ul style="list-style-type: none"> ○「収集家庭ごみの有料化」については、減量努力を最優先とし、現行制度を維持するとともに、自らによる処理責任を有する事業者への適正負担が実現した後に、これらの効果を見極めた上での検討課題とする ○搬入手数料については、処理原価との差という課題があることから、事業者自らによる減量努力の成果を見極めながら、見直しを検討 ○本来事業者区分により搬入すべき者が、市民区分について設けた 100kg まで無料制度を悪用していると思われる実態があり、早急に見直しを図る
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却、埋立に係る処理手数料に関して、100kg 以下無料を廃止

(5) 時代に対応可能な仕組みの構築

① 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

計画	○経営管理の基本となるのは、コストの可視化と分析であることから、環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するハード・ソフト両面について踏み込んだコスト分析を継続
実績	○「一般廃棄物会計基準」に基づくコスト分析を実施し、市HP等で公表

② 長寿命化計画の策定・運用

計画	○「南部清掃センター長寿命化計画」に引き続き、選別施設であるリサイクルプラザ「クリンピーの家」や最終処分場「クリンピーの森（水処理施設部分）」について順次策定
実績	○南部清掃センターについては、東日本大震災の影響を踏まえた長寿命化計画の見直しに着手 ○北部清掃センターについては、新たな長寿命化計画の策定に着手 ○「クリンピーの家」や「クリンピーの森」については、今後策定予定

③ 経営マネジメント手法の導入に向けた調査・研究

計画	○一般廃棄物会計基準によるコストの可視化・分析と、施設長寿命化計画の運用による資産管理（ライフサイクルコストの平準化）を基盤としながら、市が直接執行すべき業務（中核的業務）の整理等を進める ○これらコスト分析等の結果に基づいて、ヒト・モノ・カネといった経営資源の最適配分を行う仕組みの構築 ○今後行うべき施策、適切な施設規模、組織体制、人員配置、広報戦略のあり方など、ごみ処理行政のあるべき姿を着実に実現するための仕組みの構築に向けて、調査・研究を進める
実績	○業務の効率化を図る観点から、これまで企画立案部門と施設管理部門が一体となっていた環境整備課の組織再編を平成27年4月に実施 ○他市事例の調査、研究を実施

3. 焼却施設の南部清掃センター1場化に向けた取り組みについて

(1) いわき市のごみ焼却施設

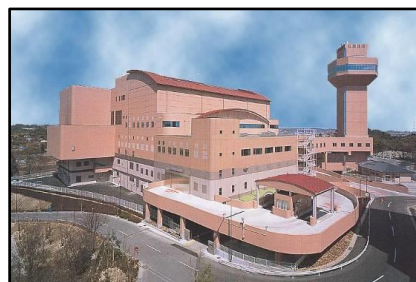
① 北部清掃センター

所在地：平上片寄字大平 23
建設期間：昭和 53 年 10 月～昭和 55 年 9 月
供用開始：昭和 55 年 10 月 1 日
※供用開始から 34 年を経過
処理能力：300 t/24h (150 t × 2 炉)



② 南部清掃センター

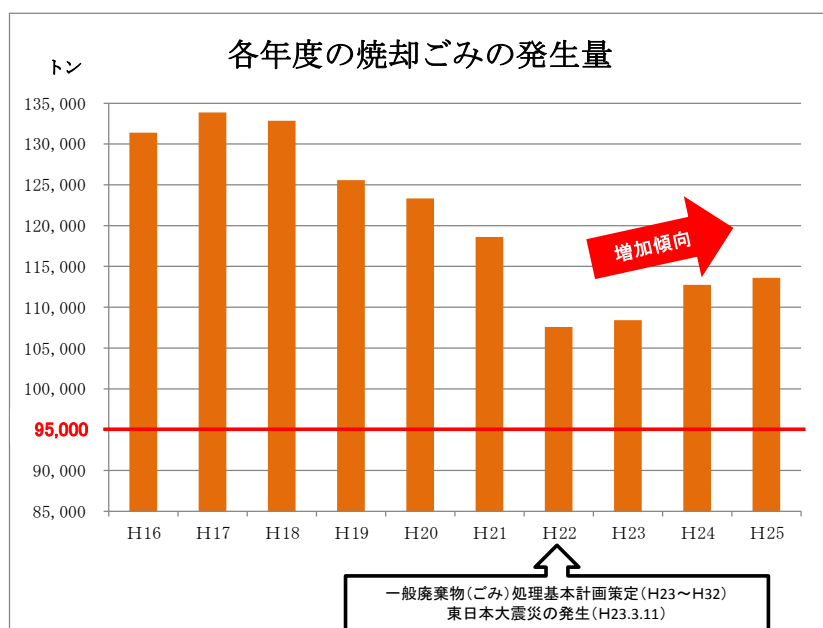
所在地：泉町下川字境ノ町 63
建設期間：平成 9 年 9 月～平成 12 年 3 月
供用開始：平成 12 年 4 月 1 日
※供用開始から約 15 年を経過
処理能力：390 t/24h (130 t × 3 炉)



(2) 現行計画における1場化計画

平成 22 年度末に策定した現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、北部清掃センターの老朽化が著しいことを踏まえ、「**平成 27 年度を目途に、必要なバックアップ体制を確保しながら焼却施設の南部清掃センター1場化を図る**」こととし、1場化の実現に向けて、前述のごみ減量施策を展開のうえ、**平成 27 年度までに年間の焼却ごみ発生量を 95,000 t まで減量することを数値目標**として掲げております。

(3) 焼却ごみ発生量の推移



(4) 焼却ごみ量の推移を踏まえた対応

東日本大震災後、原子力災害に伴う多数の避難者や復旧・復興事業に係る多くの作業員が市内に流入したことなどから、当初、計画していた焼却ごみの減量が困難な状況に至っていること、並びに、市町村には域内で発生した一般廃棄物の適切な処理責務が課されていることを踏まえ、北部清掃センターの長寿命化に着手したところ（併せて、震災以降中断していた南部清掃センターの適切な長寿命化にも再着手）。

◆施設の長寿命化計画の策定状況

平成 26 年度 11 月定例会にて、北部・南部清掃センターの長寿命化計画策定に係る所要予算を確保し、次のとおり計画策定に着手。

区分	実施内容	設備改良の着手時期
北部	10 年程度の延命化にむけて、新たな長寿命化計画の策定	平成 27 年度 9 月以降
南部	H22 年度に策定されている長寿命化計画の見直し（最大限の長寿命化）	平成 27 年度 9 月以降

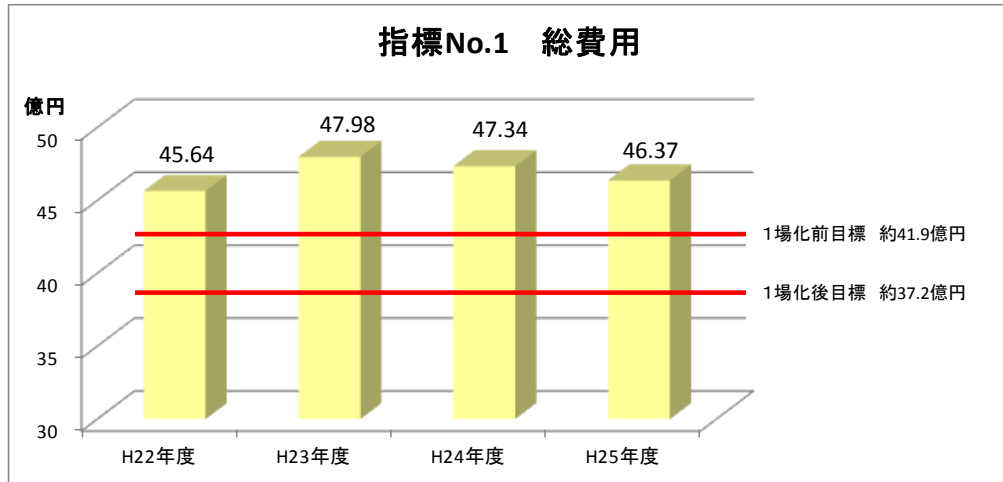
※焼却設備の改良にあたっては、国の循環型社会形成推進交付金を財源とする予定であり、同交付金を活用するにあたっては、10 年から 15 年程度の施設の延命化を目標とした長寿命化計画の策定が必須。

(5) 計画改定にあたっての整理方針

域内で生じる燃やすごみをはじめとした一般廃棄物の量は、域内の人口動向に大きく左右されるところであり、現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が計画期間としている平成 32 年度までの域内人口の動向が極めて不透明な状況であることと、市に対しては一般廃棄物を適切に処理する責務が課されていることを踏まえ、現行の計画期間中は焼却施設の 2 場体制を維持することとし、焼却施設の 1 場化については、平成 33 年度以降を計画期間として策定される次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における検討課題とする。

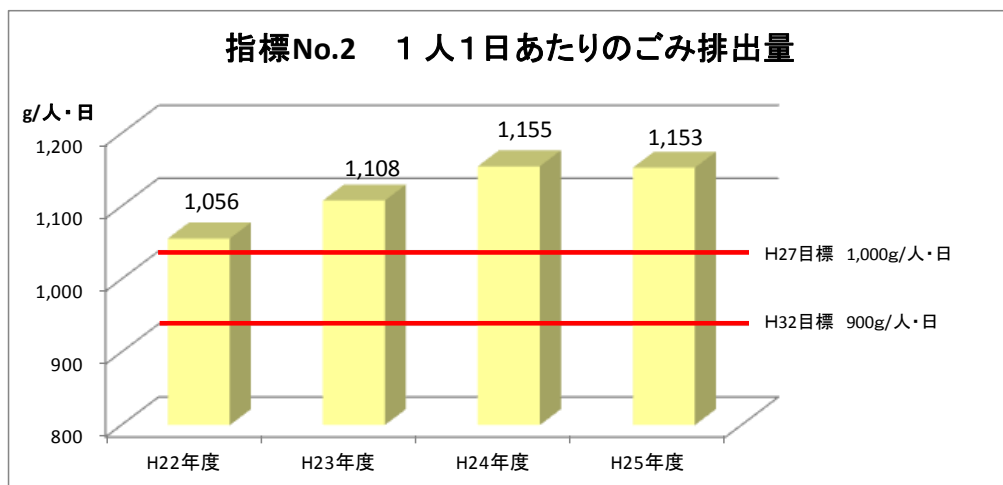
4. 現行計画に掲げる数値目標について

(1) 平成25年度までの推移（※前回の審議会の再確認）



【状況分析】

- ◆ 現行計画策定前まで減少傾向にありましたが、震災後の状況変化の影響により、増加しています。
- ◆ 平成23年度は、震災により被害を受けた施設の復旧に係る費用の増加により、平成22年度と比較し、増加しておりますが、平成23年度から平成25年度にかけては、収集運搬などの委託に係る労務単価等が上がっているものの、震災に伴う施設復旧に係る経費が減少してきていることから、微減で推移しております。



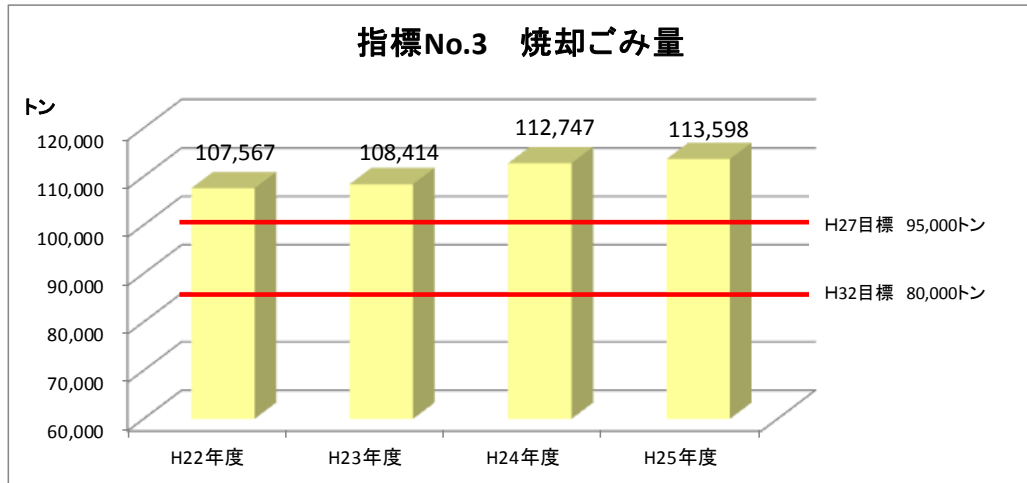
【状況分析】

- ◆ 統計上把握されている現住人口が減少する一方で、現住人口に含まれない避難者や復旧・復興事業作業員の増加によりごみ量が増加しており、現行計画策定前まで減少傾向にありましたが、震災後は増加傾向に転じています。（次表参照）
- ◆ 震災後、新案件数が増えていることから、建て替えや引っ越しの際に家財道具等の整理を行なうことにより発生したごみ量の増加も震災後にごみの排出量が増加した要因の一つと考えられます。

年度	10/1現住人口 A	原発避難者 ※1		ごみ発生量(t) D	実績値 D/A/365	参考値 D/(A+B-C)/365
		市内流入 B	市外流出 C			
H22	342,710	-	-	132,138	1,056	-
H23	334,221	19,553	3,402	135,536	※2 1,108	※2 1,057
H24	330,218	22,635	2,970	139,209	1,155	1,090
H25	327,783	23,784	2,313	137,946	1,153	1,082

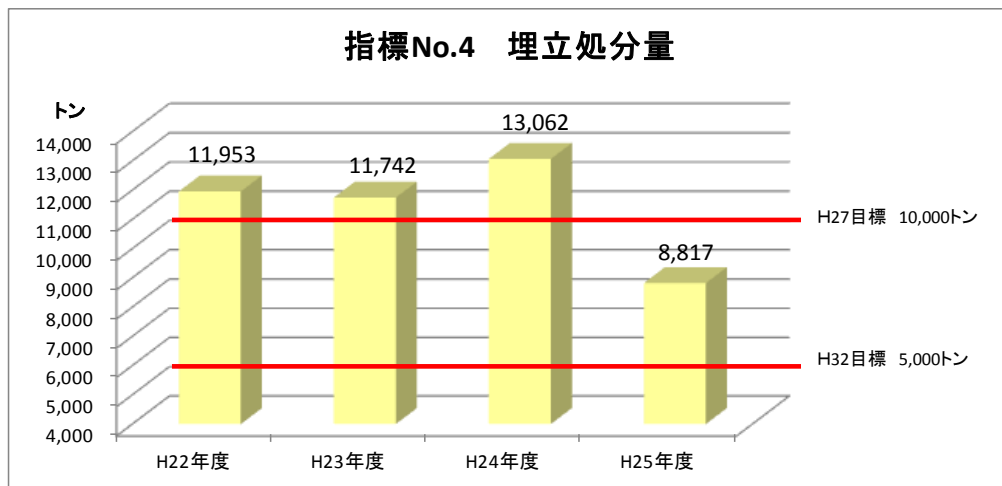
※1 原発避難者は、住民票を移さずに、相双地方から本市に避難している方 (B) 及び、市外に避難されている市民の方 (C) で、原発避難者特措法上把握されている人数

※2 閏年のため、366日で算出



【状況分析】

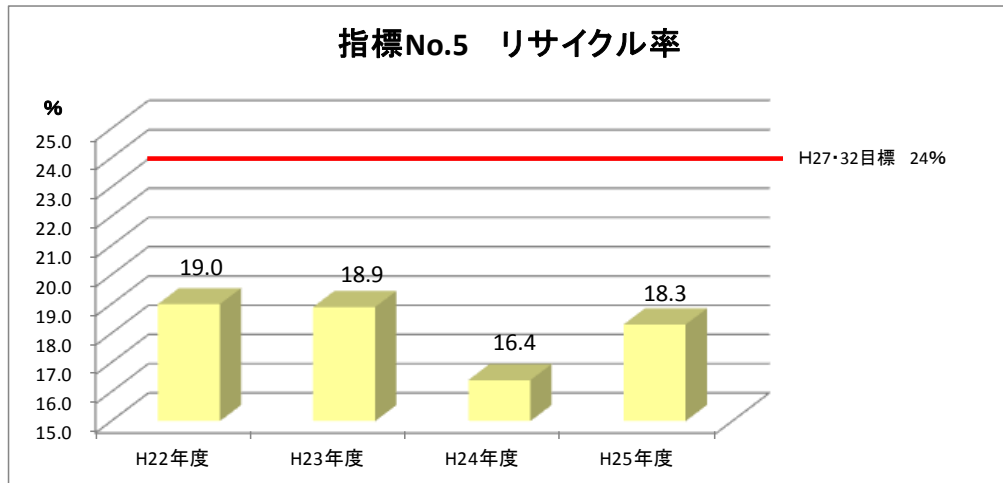
- ◆ 現行計画策定前まで減少傾向にありましたが、震災による避難者や復旧・復興事業作業員の受入れにより焼却ごみ量が増加したものと考えられます。
- ◆ 震災後、新案件数が増えていることから、建て替えや引っ越しの際に出るごみ量の増加も震災後に焼却ごみの排出量が増加した要因の一つと考えられます。



【状況分析】

- ◆ 焼却灰（主灰）の再資源化が再開したことにより、平成24年度と比較すると平成25年度が大幅に減少しており、平成27年度数値目標を達成しているように見えますが、震災後は、原子力災害により埋め立てることのできない飛灰（平成25年度は約4千トン）が発生しており、南部清掃センター等に仮置中であるため、目標には達していないと言えます。
（※平成26年度から飛灰の処理を開始）
- ◆ 焼却灰（主灰）以外の埋立処分量については、年々減少傾向にあります。

年度	主灰		主灰以外		合計	
	埋立処分量	増減	埋立処分量	増減	埋立処分量	増減
H22	8,079	-	3,873	-	11,953	-
H23	8,244	165	3,498	-376	11,742	-211
H24	9,960	1,716	3,101	-396	13,062	1,320
H25	6,051	-3,910	2,766	-335	8,817	-4,245



【状況分析】

- ◆ 主灰の再資源化量は増加しましたが、分母となるごみ排出量が増加していること、また、事業者が排出する「びん、かん、ペットボトル、容器包装プラスチック」の産業廃棄物化による再生資源化量の減少により、飛灰の処理を停止していた平成24年度を除くと、ほぼ横ばいで推移しております

年度	ごみ排出量合計		再資源化量		うち主灰と飛灰	
	排出量	増減	資源化量	増減	資源化量	増減
H22	132,138	-	25,043	-	4,628	-
H23	135,536	3,398	25,604	561	2,792	-1,836
H24	139,209	3,673	22,881	-2,723	396	-2,396
H25	137,946	-1,263	25,222	2,341	4,442	4,047

(2) 数値目標見直しの考え方

今般の計画改定にあたっては、当審議会にて各種ごみ減量施策の再構築を行うこととしているほか、平成27年度においては、外部の専門機関の知見を活用して、将来のごみ量を推計すると共に、ごみ減量施策の展開によって期待されるごみ減量効果の評価を行うことを予定しているが、これらを踏まえながら、各数値目標を次のとおり見直すこととする。

指標	見直しの方向性
総費用	北部・南部清掃センターの大規模修繕により、減価償却費の大幅増が見込まれることから、減価償却費を除いた費用に係る数値目標の設定について検討する。
1人1日あたりのごみ排出量	将来のごみ量推計とごみ減量施策の評価に基づき見直す。なお、原子力災害避難者等も含めた人口による数値算出のルール化について検討する。
焼却ごみ量	将来のごみ量推計とごみ減量施策の評価に基づき見直す。
埋立処分量	原子力災害の影響により、ごみ焼却施設から排出される焼却灰（飛灰）の埋立が行えない状況を踏まえ、焼却灰を除いた埋立処分量に係る数値目標の設定について検討する。
リサイクル率	現行計画において、平成27年度、平成32年度ともに24%を目標としていることから、平成27年度の目標達成は困難な状況であるが、平成32年度の目標は維持することで検討する。